要する経費があること。

五十三　合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費があること。

五十四　合併市町村の一体化のため合併後に要する臨時的な経費があること。

五十五　医師の派遣を受けることに要する経費があること。

五十六　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十七　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条に規定する辺地（以下この号において「辺地」という。）において実施される場合は、当該年度の元利償還金の額に〇・六）を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五（ただし、過疎地域又は辺地において実施される場合は〇・七）を乗じて得た額とする。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）において、合併関係市町村が合併調印後から合併日までに実施する合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。

市町村等が経営する病院において医師の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額）のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十四　合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費があること。

五十五　合併市町村の一体化のため合併後に要する臨時的な経費があること。

五十六　医師の派遣を受けることに要する経費があること。

五十七　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の政上の特別措置等に関する法律第二条に規定する辺地（以下この号において「辺地」という。）において実施される場合は、当該年度の元利償還金の額に〇・六）を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五（ただし、過疎地域又は辺地において実施される場合は〇・七）を乗じて得た額とする。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）において、合併関係市町村が合併調印後から合併日までに実施する合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。

市町村等が経営する病院において医師の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額）のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。